



小児慢性特定疾患治療研究事業の制度改正について

1 法改正の目的は？

次世代育成支援の観点から子育てしやすい環境の整備を図るため、小児慢性特定疾患治療研究事業を見直し、小児慢性特定疾患児に対する安定的な制度として法整備を含めた制度の改善・重点化を行います。

2 制度改正の内容は？

- ・ 対象疾患の追加
- ・ 重症者への重点化（対象認定において、症状、検査値等による認定基準が設けられる。）
- ・ 全ての疾患において、入・通院の対象が拡大。
- ・ 所得に応じた一部個人負担制度が導入される
- ・ 日常生活用具の給付 など

3 対象とされる方は？

大阪府（大阪市、堺市、高槻市及び東大阪市を除く。）に住所を有する18歳未満の児童で厚生労働大臣が定める慢性疾患及び当該疾患の状態の程度に該当する者。

18歳到達時点で の状態にあり、かつ本事業の承認を受けている者のうち、18歳到達後も引き続き治療が必要と認められる場合には、20歳到達までの者。